

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次	ページ
規 則	
○町の廃置分合に伴う関係規則の整理に関する規則……………（法制文書課）	1
○北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………（総合政策部総務課）	1
○北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………（環境生活部総務課）	2
○北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………（教育庁総務課）	2
告 示	
○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正……………（医療政策業務課）	2
○救急病院及び救急診療所の申出の撤回……………（医療政策業務課）	2
○民生委員の定数及び民生委員協議会を組織する区域の一部改正……………（福祉援護課）	3
○家畜伝染病検査の命令……………（畜産振興課）	3
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業支援課）	3
○道営土地改良事業の工事の完了……………（農業施設管理課）	3
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	3
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	4
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	5
○道路の供用の開始……………（道路課）	5
○道路の区域の変更及び供用の開始……………（道路課）	5
○水防警報河川の指定……………（河川課）	5
○都市計画事業の認可……………（都市環境課）	6
公 表	
○水防法による浸水想定区域の指定……………（河川課）	6
支 庁 告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	6
○貸金業法による貸金業者の登録の取消し……………	6
○特定調達契約に係る入札の公告（3件）……………	7
道教育庁空知教育局告示	

○特定調達契約に係る入札の公告……………	11
道人事委員会規則	
○特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則……………	12
道人事委員会告示	
○準特地部局の指定の一部改正……………	12
○へき地学校及びその級別の指定の一部改正……………	12
○へき地学校に準ずる学校の指定の一部改正……………	13

規 則

町の廃置分合に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成21年10月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第83号

町の廃置分合に伴う関係規則の整理に関する規則
（北海道行政組織規則の一部改正）

第1条 北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）の一部を次のように改正する。

第120条第2項の表北海道立心身障害者総合相談所網走支所の項、別表第1の1の表網走支庁紋別道税事務所の項及び別表第1の3の表網走支庁西部耕地出張所の項、別表第1の2網走支庁網走農業改良普及センターの項、別表第1の3の1の表網走支庁網走農業改良普及センター遠軽支所の項、別表第2北海道網走保健福祉事務所の項、別表第2の2の1の表網走保健福祉事務所遠軽社会福祉事務出張所の項及び別表第2の2の2の表網走保健福祉事務所遠軽支所の項、別表第3北海道紋別保健所の項、別表第3の2北海道紋別保健所遠軽支所の項、別表第4北海道北見児童相談所の項並びに別表第5の3北海道網走家畜保健衛生所の項中「上湧別町 湧別町」を「湧別町」に改める。

別表第6の2網走西部森づくりセンター遠軽事務所の項中「、上湧別町」を削る。

別表第7の2網走土木現業所遠軽出張所の項中「上湧別町 湧別町」を「湧別町」に改める。

（建築基準法施行細則の一部改正）

第2条 建築基準法施行細則（昭和48年北海道規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第2の100の項中「、上湧別町」を削る。

附 則

この規則は、平成21年10月5日から施行する。

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定め

る規則をここに公布する。

平成21年10月 2 日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第84号

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成21年北海道条例第68号）の施行期日は、平成21年10月 5 日とする。

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成21年10月 2 日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第85号

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成21年北海道条例第69号）の施行期日は、平成21年10月 5 日とする。

北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成21年10月 2 日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第86号

北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成21年北海道条例第74号）の施行期日は、平成21年10月 5 日とする。

告 示

北海道告示第671号

昭和62年北海道告示第1770号（救急病院及び救急診療所の認定）の一部を次のように改正する。

平成21年10月 2 日

北海道知事 高 橋 はるみ

札幌市の項札幌鉄道病院の事項中「札幌鉄道病院」を「ＪＲ札幌病院」に、「平成21. 9.30」を「平成24. 9.30」に改め、同項ＪＡ北海道厚生連札幌厚生病院の事項、同項医療法人菊郷札幌センチュリー病院の事項、同項医療法人医仁会中村記念南病院の事項、同項医療法人五月会小笠原クリニック札幌病院の事項、同項医療法人社団翔嶺館新札幌聖陵ホスピタルの事項、同項医療法人新さっぽろ脳神経外科病院の事項及び同項医療法人秀友会札幌秀友会病院の事項中「平成21. 9.30」を「平成24. 9.30」に改める。

函館市の項市立函館病院の事項中「平成21. 9.30」を「平成24. 9.30」に改める。

小樽市の項医療法人ひまわり会札幌病院の事項及び同項小樽市立脳・循環器・こころの医療センターの事項中「平成21. 9.30」を「平成24. 9.30」に改める。

旭川市の項ＪＡ北海道厚生連旭川厚生病院の事項及び同項道北勤医協一条通病院の事項中「平成21. 9.30」を「平成24. 9.30」に改める。

北見市の項小林病院の事項及び同項特別医療法人明生会道東脳神経外科病院の事項中「平成21. 9.30」を「平成24. 9.30」に改める。

網走市の項特別医療法人明生会網走脳神経外科・リハビリテーション病院の事項及び同項医療法人社団朗愛会こが病院の事項中「平成21. 9.30」を「平成24. 9.30」に改める。

苫小牧市の項苫小牧市立病院の事項中「平成21. 9.30」を「平成24. 9.30」に改める。

砂川市の項砂川市立病院の事項中「平成21. 9.30」を「平成24. 9.30」に改める。

登別市の項財団法人厚生年金事業振興団登別厚生年金病院の事項中「平成21. 9.30」を「平成24. 9.30」に改める。

恵庭市の項医療法人浩仁会恵庭第一病院の事項中「平成21. 9.30」を「平成24. 9.30」に改める。

美深町の項中「平成21. 9.30」を「平成24. 9.30」に改める。

礼文町の項中「平成21. 9.30」を「平成24. 9.30」に改める。

小清水町の項中「平成21. 9.30」を「平成24. 9.30」に改める。

上湧別町の項中「平成21. 9.30」を「平成24. 9.30」に改める。

洞爺湖町の項医療法人社団洞仁会洞爺温泉病院の事項中「平成21. 9.30」を「平成24. 9.30」に改める。

北海道告示第672号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定による次の救急病院から、同項の申出を撤回する旨の届出があった。

なお、届出のあった救急病院の所在地及び申出撤回日は、省略し、北海道保健福祉部保健医療局医療政策業務課に備え置いて縦覧に供する。

平成21年10月 2 日

北海道告示第673号

昭和28年北海道告示第1799号（民生委員の定数及び民生委員協議会を組織する区域）の一部を次のように改正し、平成21年10月5日から施行する。

平成21年10月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

別表の2の事項の表上湧別町の項を削り、同表湧別町の項中「2湧別町一円」を「43付表3のとおり」に改める。

別表付表2の次に次の1表を加える。

付表3

民生委員協議会を組織すべき区域	
上湧別地区	旭、北兵村三区から一区、中湧別東町、中湧別北町、中湧別中町、中湧別南町、上湧別屯田市街地、南兵村三区から一区、開盛、富美、上富美、札富美
湧別地区	港町、曙町、緑町、栄町、錦町、川西、信部内、緑蔭、登栄床、東、福島、芭露、上芭露、東芭露、西芭露、志撫子、計呂地

北海道告示第674号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該馬の所有者に対し、当該馬について、馬伝染性貧血の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成21年10月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の実施の期日

市町村名（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

苫前町 平成21年10月13日から11月30日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育している馬。ただし、生後180日未満のもの、種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬、家畜伝染病予防法第13条第1項の届出をしているもの及び家畜防疫員が疾病その他の事由により検査を受けることが困難と認めたものを除く。

4 実施の方法

（1）検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

（2）検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第675号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成21年9月18日、オロロン土地改良区の定款の変更を認可した。

平成21年10月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第676号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成21年10月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

地区名	事業の種類	完了年月日
訓子府西	畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（農用地造成）	平成19.12.20
同	同（農地保全）	同 18.11.30
同	同（農業用排水施設、暗きょ排水）	同 20.11.20
同	同（土層改良）	同 20.12.10
常呂第2豊川	畑地帯総合整備〔担い手支援型（単独土層改良）〕（土層改良）	同
同	同（暗きょ排水）	同 20.11.28
白滝同	同（土層改良、暗きょ排水）	同 20.10.30

北海道告示第677号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成21年10月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

1（1）保安林予定森林の所在場所 虻田郡豊浦町字山梨982の1地先・982の1・字大和329の1（以上1筆地先2筆について次の図に示す部分

に限る。）、328の1

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 虻田郡豊浦町字礼文華83の1・85の2から85の4まで
(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、83の2

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁産業振興部林務課及び豊浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第678号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成21年10月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 夕張市旭町63の6（次の図に示す部分に限る。）、昭和2の2

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 夕張市高松11地先・11・丁未17（以上1筆地先2筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所 夕張市常盤2の2・6の5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所 富良野市字山部2564の3地先（国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

5(1) 保安林予定森林の所在場所 沙流郡日高町字清島237の25（次の図に示す部分に限る。)

- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
- 6(1) 保安林予定森林の所在場所 厚岸郡厚岸町松葉町3丁目40の2地先・58地先・71地先（以上3筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第679号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成21年10月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 函館市日和山町1の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道渡島支庁産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第680号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日か

ら2週間、一般の縦覧に供する。

平成21年10月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 落部インター線 北海道函館土木現業所	二海郡八雲町東野258番地先（一般国道5号交点）から 二海郡八雲町東野835番2地先まで	平成21.10.10
道道 函館恵山線 北海道函館土木現業所	函館市鉄山町143番1地先から 函館市鉄山町142番1地先まで	同 21.10.7

北海道告示第681号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成21年10月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道 路 の 種 類		道道			
2 道路の路線名及び区域					
路 線 名	区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
置戸福野北見線	北見市豊地146番1地先から 北見市末広町173番9地先まで	前	18.00mから 25.50mまで	2,934.50m	道道北見津別線 重複L=90.00m
		後	11.00mから 24.50mまで	6,220.00m	道道北見置戸線 重複L=1,308.00m 道道北見津別線 重複L=1,673.00m
明 生 北 浜 線	網走市字実豊30番1地先から 網走市字実豊38番4地先まで	前	13.00mから 20.00mまで	597.25m	――
		後	15.00mから 45.00mまで	470.00m	――

北海道告示第682号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により、水防警報を行う河川を次のとおり指定した。

平成21年10月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

水系名	河 川 名	水 防 警 報 区
	左 岸	右 岸

支 庁 告 示

北海道石狩支庁告示第29号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成21年10月 2 日

北海道石狩支庁長 内 田 幹 秀

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）
パーソナルコンピュータ等（北海道行政情報コミュニケーションシステム端末機）の賃借 一式
- 2 落札を決定した日
平成21年 9月14日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 大丸藤井株式会社
(2) 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地
- 4 落札金額
128,100円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成21年 8月18日付け北海道石狩支庁告示第20号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道札幌土木現業所企画総務部総務課
(2) 所在地 札幌市中央区南11条西16丁目

北海道石狩支庁告示第30号

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の6第1項の規定により、次の貸金業者の登録を取り消したいので、同法第24条の6の8の規定により公告する。

平成21年10月 2 日

北海道石狩支庁長 内 田 幹 秀

- 1 住 所 札幌市白石区本通6丁目北4－10 登坂マンション12号
- 2 商号又は名称 さくら信販
- 3 氏 名 大村 和之
- 4 登 録 番 号 北海道知事⁽¹⁾石第03033号
- 5 登録取消年月日 平成21年 9月25日

十勝川 支 川 中川郡幕別町字古舞6番2地先の新生橋
途 別 川 下流から中川郡幕別町字千住720番2地
先のJ R根室本線鉄橋下流端の直轄区間
との接合点まで

支 川 帯広市南の森東4丁目7番9地先の空南
売 買 川 橋下流端から帯広市東4条南27丁目1番
39地先の札内川への合流点まで

支 川 河西郡芽室町東4条南4丁目1番12地先
美 生 川 の新生橋下流端から河西郡芽室町東11条
9丁目1番19地先の美生橋上流端まで

支 川 河西郡芽室町芽室南2線72番1地先のJ
ビウカ川 R根室本線ビウカ川橋梁下流端から河西
郡芽室町西3条8丁目2番2地先の元村
橋上流端まで

支 川 河西郡芽室町芽室南2線52番3地先の西
芽 室 川 芽室橋下流端から河西郡芽室町芽室北2
線28番1地先の十勝川への合流点まで

中川郡幕別町字古舞15番2地先の新生橋
下流から中川郡幕別町字千住719番1地
先のJ R根室本線鉄橋下流端の直轄区間
との接合点まで

帯広市西19条南42丁目8番9地先の空南
橋下流端から帯広市東4条南28丁目1番
3地先の札内川への合流点まで

河西郡芽室町新生南4線23番4地先の新
生橋下流端から河西郡芽室町東芽室基線
36番6地先の美生橋上流端まで

河西郡芽室町西5条1丁目2番11地先の
J R根室本線ビウカ川橋梁下流端から河
西郡芽室町西2条9丁目1番1地先の元
村橋上流端まで

河西郡芽室町芽室南3線51番1地先の西
芽室橋下流端から河西郡芽室町芽室北1
線25番6地先の十勝川への合流点まで

北海道告示第683号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成21年10月 2 日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 施 行 者 の 名 称 帯広市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 帯広圏都市計画道路事業（3・4・32号玄武通）
- 3 事 業 施 行 期 間 平成21年10月 2 日から平成27年 3月31日まで
- 4 事 業 地 （収用 の 部 分） 帯広市西15条北5丁目、西15条北6丁目、西15条北7
丁目及び西16条北2丁目地内

公 表

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、一級河川十勝川水系途別川、売買川、美生川、ビウカ川、芽室川に係る浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

これらを表示した図面は、北海道建設部土木局河川課並びに北海道帯広土木現業所事業部治水課及び事業課に備え置いて閲覧に供する。

平成21年10月 2 日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道後志支庁告示第78号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年10月2日

北海道後志支庁長 谷 本 辰 美

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア ロータリ除雪車 1台

（交換契約によりロータリ除雪車1台（300P S2.6m・2,700t／h級）を契約の相手方に供し、ロータリ除雪車1台（2.6m・3,400t／h級）を当該契約の相手方から調達する。）

イ 除雪トラック 1台

（交換契約により除雪トラック1台（10t級、6×6、S・G・2W付）を契約の相手方に供し、除雪トラック1台（10t級、6×6、S・G・2W付）を当該契約の相手方から調達する。）

ウ 小型除雪車（1.3m／700t） 1台

エ 小型除雪車（1.5m／800t） 1台

アからエまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期限 平成22年3月26日（金）

(4) 納入場所

ア 北海道小樽土木現業所共和出張所 1台

イ 北海道小樽土木現業所蘭越出張所 1台

ウ 北海道小樽土木現業所蘭越出張所 1台

エ 北海道小樽土木現業所事業部事業課 1台

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成21年北海道告示第8号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。

(4) 当該調達物品又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績があることを証明した者であること。

(5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(6) 納入地区において当該調達物品納入後、10年間以上の部品の供給が可能であり、速やかに部品調達ができることを証明した者であること。

(7) この競争入札に参加を希望する者が、商法（明治32年法律第48号）第27条又は会社法（平成17年法律第86号）第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)から(7)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成21年10月2日から同月15日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 047-8639 小樽市奥沢1丁目21番1号
北海道小樽土木現業所企画総務部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道小樽土木現業所企画総務部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道小樽土木現業所3階会議室（送付による場合は、郵便番号 047-8639 小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道小樽土木現業所企画総務部総務課）

(2) 入札日時 平成21年10月27日 午後1時30分（送付による場合は、同月26日までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量140グラムに見

合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、
(1)あてに申し込むこと。

また、北海道のホームページ（<http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/ds/odg/>）からダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)のイ、(6)から(8)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道小樽土木現業所企画総務部総務課
(2) 所 在 地 郵便番号 047-8639 小樽市奥沢1丁目21番1号
電話番号 0134-25-2142

10 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

- a. Rotary Snow Remover (Rotary plow length 2.6 meters, Maximum snow removing capacity : 3,400 tons per an hour class) Quantity 1
b. Snow Removing Truck (10 tons class, 6 wheels-drive. Attaching one-way snowplow, snow scraper blade and two-way side-plow) Quantity 1
c. Rotary Snow Remover (Rotary plow length 1.3 meters, Maximum snow removing capacity : 700 tons per an hour class) Quantity 1
d. Rotary Snow Remover (Rotary plow length 1.5 meters, Maximum snow removing capacity : 800 tons per an hour class) Quantity 1

B. Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., October 20, 2009

C. Contact : General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Hokkaido Government Shiribeshi Subprefectural Otaru District Public Works Management Office, 21-1, Okusawa 1-chome, Otaru, Hokkaido, 047-8639 Japan.
Phone : 0134-25-2142

北海道胆振支庁告示第91号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年10月2日

北海道胆振支庁長 中 岡 正 憲

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 除雪トラック 1台

（交換契約により除雪トラック1台（10t級、6×6、A・G）を契約の相手方に供し、除雪トラック1台（10t級、6×6、A・G・1W）を当該契約の相手方から調達する。）

イ 除雪トラック 1台

（交換契約により除雪トラック1台（7t級、S・G）を契約の相手方に供し、除雪トラック1台（7t級、4×4、A・G）を当該契約の相手方から調達する。）

ウ 除雪グレーダ（3.7m級） 1台

エ 除雪ドーザ（11t級） 1台

アからエまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期限 平成22年3月19日

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成21年北海道告示第8号に規定する物品の購入の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 当該調達物品に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。
(4) 当該調達物品又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入（製造）実績があることを証明した者であること。
(5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
(6) 納入地区において当該調達物品納入後、10年間以上の部品の供給が可能であり、速やかに部品調達ができることを証明した者であること。
(7) この競争入札に参加を希望する者が、商法（明治32年法律第48号）第27条又は会社法（平成17年法律第86号）第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)から(7)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成21年10月2日から同月30日まで（日曜日、土曜日及び国

民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階 北海道室蘭土木現業所企画総務部総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道室蘭土木現業所企画総務部総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階 室蘭土木現業所会議室1（送付による場合は、郵便番号051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号むろらん広域センタービル3階 北海道室蘭土木現業所企画総務部総務課） (2) 入札日時 平成21年11月19日 午後1時30分（送付による場合は、同月18日必着） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 北海道室蘭土木現業所企画総務部総務課 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量160グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：murorandoboku.somul@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。 9 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)から(8)まで及び(11)から(13)までによるほか、次	による。1の(1)のウ及びエの入札については、同告示の4の(2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道室蘭土木現業所企画総務部総務課 (2) 所 在 地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階 電話番号 0143-24-9857 10 Summary A. Nature and quantity of the products to be purchased : a. Snow Removing Truck (10 tons class, 6 wheels-drive. Attaching variable snow plow, snow scraper blade and one-way side-plow) Quantity 1 b. Snow Removing Truck (7 tons class, 4 wheels-drive. Attaching variable snow plow, snow scraper blade) Quantity 1 c. Snow Removing Grader (Blade length : 3.7 meters class) Quantity 1 d. Snow Removing Tire Dozer (11 tons class, Multi purpose plow, Coupler) Quantity 1 B. Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., November 19, 2009 (If mailed, bids must arrive no later than November 18, 2009) C. Contact : General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Muroran District Public Works Management Office, 1-Gou, 4-Ban, 1-chome, kaiganchou, Muroran, Hokkaido, 051-8558 Japan Phone : 0143-24-9857 北海道釧路支庁告示第3号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成21年10月2日 北海道釧路支庁長 田中正巳 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア 除雪トラック 2台 (10t級（6×6）（A）AG1W1台及び10t級（6×6）マルチAG2W1台）を当該契約の相手方から調達する。 イ 除雪トラック 1台 (交換契約により除雪トラック1台（10t級（6×6）（S）G1W）を契約の相
--	---

手方に供し、除雪トラック1台（10t級（6×6）（A）G1W）を当該契約の相手方から調達する。）

ア及びイについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 日 平成22年3月19日（金）

(4) 納 入 場 所

ア 除雪トラック（10t級（6×6）（A）AG1W） 北海道釧路土木現業所事業部事業課

イ 除雪トラック（10t級（6×6）マルチAG2W） 北海道釧路土木現業所中標津出張所

ウ 除雪トラック（10t級（6×6）（A）G1W） 北海道釧路土木現業所事業部事業課

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成21年北海道告示第8号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

(4) 過去5年間に当該物品調達又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績があることを証明した者であること。

(5) 当該調達物品に関し、納品地区において迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていること。又は、整備工場（指定工場を含む。）を有していることを証明した者であること。

(6) 納入地区において当該調達物品納入後、10年間以上の部品の供給が可能であり、速やかに部品調達ができることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成21年10月2日（金）から同月23日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085-0006 釧路市双葉町6番10号
北海道釧路土木現業所企画総務部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道釧路土木現業所企画総務部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 釧路市双葉町6番10号 北海道釧路土木現業所3階大会議室
（送付による場合は、郵便番号 085-0006 釧路市双葉町6番10号 北海道釧路土木現業所企画総務部総務課）

(2) 入 札 日 時 平成21年11月10日（火）午後2時（送付による場合は、同月9日までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、(1)あてに申し込むこと。

また、電子メールによる交付を希望する場合は、その旨を北海道釧路土木現業所企画総務部総務課に電話等で申し込むこと（連絡先は9に記載のとおり）。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)から(8)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道釧路土木現業所企画総務部総務課管財係

(2) 所 在 地 郵便番号 085-0006 釧路市双葉町6番10号
電話番号 0154-23-6114

10 Summary

A. Nature and quantity of the products to be purchased : a Snow removing truck (10 tons class, 6 wheels-drive. Attaching variable snow plow, attaching variable snow scraper blade and one-way side-plow : 1 Multi-way snow plow, attaching variable snow scraper blade and two-way side-plow : 2) Quantity 1 b Snow removing truck (10 tons class, 6 wheels-drive. Attaching variable snow plow, snow scraper blade and one-way side-plow : 1) Quantity 2 B. Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., November 10, 2009 C. Contact : General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Hokkaido Government Subprefectural Kusi District Public Works Management Office, 10-6, Futabachou, Kusi, Hokkaido, 085-0006 Japan. Phone : 0154-23-6114	
道教育庁空知教育局告示	
北海道教育庁空知教育局告示第27号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成21年10月2日 北海道教育庁空知教育局長 上 田 充 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量（1月当たりの単価） ア パーソナルコンピュータの賃貸借 一式84台（普通科高等学校用） イ パーソナルコンピュータの賃貸借 一式22台（職業科高等学校用） (2) 調達をする物品等の仕様等 「入札説明書」及び「要求仕様書」による。 (3) 納 入 期 限 平成22年1月6日（水） (4) 納 入 場 所 ア 北海道長沼高等学校、北海道南幌高等学校 イ 北海道奈井江商業高等学校 (5) 契 約 期 間 ア 平成22年1月6日から平成27年12月28日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。 イ 平成22年1月6日から平成26年12月26日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。 2 入札に参加する者に必要な資格	次のいずれにも該当すること。 (1) 平成21年北海道告示第8号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成21年10月2日から同月23日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局企画総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道教育庁空知教育局企画総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知支庁1階会議室（送付による場合は、郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局企画総務課） (2) 入 札 日 時 ア 平成21年11月12日（木）午前10時 （送付による場合は、同月11日（水）までに必着） イ 平成21年11月12日（木）午前10時30分 （送付による場合は、同月11日（水）までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

- 7 一連の調達契約に関する事項
この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公示
平成21年6月19日付け北海道教育庁空知教育局告示第18号
- 8 入札説明書の交付に関する事項
(1) 交 付 場 所 4に同じ。
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量180グラムに見合う郵送料金に相当する郵便切手又は国際返信切手を添えて、北海道教育庁空知教育局企画総務課に申し込むこと。
また、電子メールによる交付を希望する場合は、その旨を北海道教育庁空知教育局企画総務課（yuzuriha.kenji@pref.hokkaido.lg.jp）に申し込むこと。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格の単価（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 10 そ の 他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道教育庁空知教育局企画総務課
(2) 所 在 地 郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目
電話番号 0126-20-0132
- 11 Summary
A. Nature and quantity of the products to be procured :
a Personal Computer 84 1 set
b Personal Computer 22 1 set
B. Bid tendering date and time :
a 10:00 A.M. november 12, 2009
b 10:30 A.M. nobember 12, 2009
(If mailed, bids must arrive no later than november 11, 2009)
C. Contact : Accounting Division, General Affairs Department, Sorachi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education 8-jo Nishi 5-chome, Iwamizawa, Hokkaido,

068-8550, Japan
Phone : 0126-20-0132

道 人 事 委 員 会 規 則

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年10月2日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7-1188

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（北海道人事委員会規則7-357）の一部を次のように改正する。

別表イ北見の項中「湧別町字芭露」を「湧別町芭露」に改める。

附 則

この規則は、平成21年10月5日から施行する。

道 人 事 委 員 会 告 示

北海道人事委員会告示第8号

平成19年北海道人事委員会告示第2号（準特地部局の指定）の一部を次のように改正し、平成21年10月5日から施行する。

平成21年10月2日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

アの表網走の項中「上湧別町字開盛」を「湧別町開盛」に、「湧別町字錦」を「湧別町錦町」に改め、イの表北見の項中「上湧別町字中湧別」を「湧別町中湧別南町」に、「上湧別町字屯田市街地」を「湧別町上湧別屯田市街地」に改める。

北海道人事委員会告示第9号

平成13年北海道人事委員会告示第13号（へき地学校及びその級別の指定）の一部を次のように改正し、平成21年10月5日から施行する。

平成21年10月2日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

網走の項中「上湧別町字開盛」を「湧別町開盛」に、「上湧別町字富美」を「湧別町富美」に、「湧別町字芭露」を「湧別町芭露」に、「湧別町字錦」を「湧別町錦町」に改める。

北海道人事委員会告示第10号

平成13年北海道人事委員会告示第14号（へき地学校に準ずる学校の指定）の一部を次のように改正し、平成21年10月5日から施行する。

平成21年10月2日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

網走の項中「上湧別町字北兵村3区」を「湧別町北兵村3区」に、「両湧別町学校給食センター」を「湧別町学校給食センター」に、「上湧別町字中湧別」を「湧別町中湧別南町」に、「上湧別町字屯田市街地」を「湧別町上湧別屯田市街地」に改める。

